

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 24 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21330026

研究課題名（和文） 裁判員裁判における公判・評議技術の実証的研究

研究課題名（英文） Empirical Study for Legal Advocacy and Management in Japanese Mixed Trial (Saibanin-Trial)

研究代表者

岡田 悦典 (OKADA YOSHINORI)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：60301074

研究成果の概要（和文）：公判活動の充実化が裁判員裁判の登場によって求められ、実態を分析し、問題を発見・解決する必要がある。市民の意識を調査から、裁判員制度に対する厳しい評価が見られること、裁判員制度に関する意識は高まっていることが明らかにされ、弁護士インタビュー調査から、新しい公判技術が求められている現状を明らかにされた。そこで、具体的な実験調査を行ったところ、オープン型の質問が理解は得られやすく、弁護側求刑を適度な年数によって示すことに量刑を引き下げる効果が見られた。

研究成果の概要（英文）：It is requested fruitful lawyer's activity in Japanese mixed trial. That is why we need to resolve problems by analyzing about Japanese practice and discover the new issues. According to research about citizen's recognition, Japanese think more strictly about new mixed system, but feel it seriously for themselves. According to interviews from defense lawyers, they need to know new skills. Therefore, we tried experimental study. We found the possibility that opened questions were more comprehensive for lay judges and defense lawyer's request of appropriate years at the closing argument may generate more mitigate sentence.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2010年度	3,100,000	930,000	4,030,000
2011年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2012年度	2,100,000	630,000	2,730,000
総計	11,400,000	3,420,000	14,820,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：裁判員制度、刑事法学、刑事訴訟法、社会心理学、認知心理学、法心理学、尋問技術、公判技術

## 1. 研究開始当初の背景

裁判員制度の導入により、「分かりやすい裁判」が求められている。一方で、わが国の

尋問技術に関する研究は、1950～60年代に、盛んに行われてきた。裁判官らによる独自の研究が、「集中審理論」という形で

われたこともある。このように、当事者主義訴訟がわが国に移入された時代には、尋問技術への関心が高かったが、これらはどちらかと言えば英米法分野の翻訳が、主な内容であることが多かった。特に、尋問を行う弁護士層などから、アメリカなどで発展してきたような公判技術論の展開は、あまり見られなかった。しかし、最近では、裁判員制度の導入と公判の活性化を契機に、わが国でも独自の検証が進みつつあり、現在ではより科学的な検証を行うことに意義があると考えられる。また、科学的な検証とともに、これまであまり意識されてこなかった、実務のノウハウの集積とその体系化が求められている。

## 2. 研究の目的

以上のような背景のもとで、裁判員裁判における公判・評議技術の実証的研究を行うことが、研究の目的である。特に、裁判員裁判では、法律家が市民をいかに受け入れていくのかが求められている。そのためには、従来の裁判理念に沿って、専門家にとって必要な公判・評議技術の新しいあり方、これまで経験のない技術について、研究する必要がある。それには、単なる法律論にとどまるものではなく、認知心理学、社会心理学の知見をも導入した研究を行うことが、有益であると考えられる。また、その技術は単なる技術論ではなくて、裁判員裁判において「わかりやすい公判」・「裁判官と裁判員との協働」を実現するために求められていて、これは裁判員に視線を当てた新しいモデルを構築するきっかけとなるものである。そしてそのことは、公判の活性化を促し、それが裁判の正当性、さらには正義の実現に資するものである。このような理念に基づいた、新しい裁判員裁判の刑事実務のモデルを追求することが、本研究の最大の目的である。

## 3. 研究の方法

そこで、わが国の法曹と一般の市民における意識の相違を明らかにするとともに、裁判員裁判の経験事例を集積して、これを体系化する作業を試みることで、さらにこれを踏まえ具体的な課題について、実験研究により問題を解明することとした。具体的に、公判・評議技術を検証する際に、研究方法としては、実証的な手法を用いて、主に以下の3点を行った。

1. 従来の議論を整理して、先行研究を分析するとともに、2004年、2006年に行った意識調査を継続して行うこととし、裁判員裁判における公判・評議技術を検討する際の土台作りを行うこととした。
2. 公判・評議技術を考える際に、実際の実務を知ることが必要であると考え、弁護への

インタビュー調査を行うこととした。これは、裁判員裁判を経験した弁護士を招き、共同研究者と4名を交えた研究報告と質疑応答形式で行うこととし、合わせて、その一部始終を記録（録音）することとした。

3. この検討を踏まえて、具体的な実験・調査を行うこととした。実験・調査に当たってはウェブを使った実験・調査を行うこととし、具体的な分析は、統計的にデータを分析するとともに、いくつかの条件を設定して、その差を調査するという心理学の手法を用いた。

## 4. 研究成果

### (1) 意識調査の概要と成果

裁判員裁判における公判・評議技術を検証する上で、市民の意識を調査することが重要であると考え、継続的に行ってきた調査を2010年度に再度行った。調査の概要は、2004年の調査を踏襲して、等間隔抽出法により、選挙人名簿から無作為に（場所：名古屋市緑区、東京都大田区、福島県福島市）、有権者総数から基本的に600人間隔で偏りがないように回答者を抽出し、合計1500人に郵送レターを送付した（2010年11月）。また、この調査では、2006年に行った調査の項目を追加した。2010年の有効回答は427通（回収率28.5%）であり、2004年の有効回答、294通（回収率20%）を上回った。

従来の調査では、概要として、次のようなことが分かっていた。すなわち、一般の市民は、裁判員制度について積極的な参加意欲が相対的に低く、国民の義務であるといった意識も相対的に低い。しかし、その課題意識としては、法の専門性についての不安が顕著に高く、調査では、裁判員になることへの消極的事柄として、裁判のことがよくわからないについて、そう思う・ややそう思うと回答した割合が約75%になっていた。また、法曹への信頼感も、相対的に低いものがあつた。例えば、2006年の調査では、あなたが裁判員になったときに、検察官や弁護士はあなたを尊重してくれると思うかという設問に、はいと答えた割合は約40%弱であつた。これらの調査から、司法は市民から遠い存在であるものの、裁判所の判断についても必ずしも満足していないこと、市民は法律の専門性や実際の判断形成に不安を抱いていることから、法教育の充実化や裁判員が公判での理解・判断形成を高める施策が課題であること、法律家がいかに裁判員を尊重していくことができるかが重要な課題であると、指摘していた。

この傾向は、2010年の調査でも同様であつた。すなわち、参加意欲が相対的に低いことや、市民は依然として法の専門性について不安を抱いていることは、2010年の調査で劇的に変化したわけではなかつた。相対的に2010年の調査では、積極性や自信度など否定的な

意見が増加していた。また、裁判員に参加することについての積極的事柄について設問したところ、「自分にとって役に立つと思うから」という項目では約 10%減少するなど、やや後ろ向きの意見が増えていることが分かった。このように、特に、2004 年、2006 年の調査と 2010 年の調査との比較では、統計的に有意な差がみられるものはほとんどなかったが、裁判員制度への賛成度の低下など、有意な差がみられるものもあった。そこで、総じて、裁判員制度の理解が一般に浸透しているものの、裁判員制度への否定的な見解が増えていることを窺わせた。これは、一般の人々が、裁判員制度について考えるようになり、以前よりも、むしろ自分のこととして、より真剣に考えるようになった表れであるとも評価できよう。

その他、2010 年の調査では、犯罪についての意識や、若年の犯罪についての意識、被害者の意識についても追加的に調査した。一般に、犯人追求型の発想は根強く、被害者参加については、やや好意的な評価が多かった。また、若年ということが有利に判断される傾向にはあまりないことが分かった。

## (2) 弁護士インタビューの概要と成果

次に、弁護士インタビューにおいて、裁判員裁判に特有の刑事尋問技術に関する課題を調査した。現状分析のために、裁判員裁判を実際に経験した弁護士からのインタビューを試みた(12 例)。これらから、裁判員裁判によって一般の市民が参加することについての長所・短所や、新しい課題が、徐々に明らかになってきた。

まず、公判活動で常に配慮することとして、いかにして裁判員法廷で市民の「共感」を獲得するかということが指摘された。そしてこのことは、どの事例においても、重要なポイントであるということが分かった。そのために、様々な方策について、弁護人が検討していることも分かった。

例えば、被告人質問の重要性が、以前にも増して高まったことが、指摘されていた。その際には、被告人にどのように語らせるべきなのか、あるいは語らせないでおくべきなのかといった視点の重要性が指摘された。また、被告人質問で被告人に尋問すべき項目の順番についての配慮や、被告人質問のリハーサルなどの事前準備の重要性が指摘された。

次に、被害者に対する対応も配慮が必要であることが指摘された。特に被害者の落ち度にどのように対応するかが、弁護人にとっては大きな課題であることが分かった。

また、法律家が従来から共有していた常識が、裁判員裁判では、必ずしも通用しないことがあることも指摘された。具体的には、若いというだけでは、裁判員は何も考慮してく

れないため、方針の転換が必要であることが指摘された。

また、共感を得るためには、被告人が犯罪に至るまでの過程を、どのように説明できるのかが重要であり、反省しているというだけでは、裁判員は何も考慮してくれないという観点も強調された。

さらに、一般の市民は司法制度、刑罰制度、あるいは犯罪についての十分に知らないところがあり、その制度は必ずしも被告人を断罪するためだけに組み立てられているわけではないので、その趣旨についての積極的な情報提供を行うことなど、工夫が必要であることが、取り上げられた。

これら公判技術における検討事項が、インタビューを行っていく過程で、徐々に明らかになってきた。しかし、裁判員の共感を得るための具体的な仕組みが、法律家の間ではよく分からない未解決の問題が多数あることも明らかになった。具体的には、弁護側求刑の是非、写真の活用における効果、第三者(例えばカウンセラーなど)を積極的に利用することの効果、被告人質問について弁護側が被告人質問を先行していくことがよいのかどうか、といった問題である。これらについては、弁護士の間では必ずしも共通した理解が得られていないことが、インタビューを通じて明らかとなってきた。

また、覚せい剤事件などの事実認定については、裁判員の感覚がこれまでの感覚とは異なるために無罪判決が出るようになったが、重大犯罪で責任能力を問う事件では、十分に弁護側の主張が裁判員には伝わらず、共感が従前よりも得にくくなったことも、明らかにされた。

## (3) WEB 調査・実験の概要と成果

これらの取り組みとその成果を分析して、心理実験の手法を加えた調査・実験を行った。まず、第一に、犯罪を自認している事件を前提とした重大事件を題材にして、刑の重さを判断するときの要素がいかに意識されているのか、第二に、刑の重さを判断するに当たって必要と考える知識とは何か、第三に、刑の重さを判断するとき、被告人に関して必要と考えられる事柄とは何か、を探るために参加者の意識を尋ねることとした。そして、これらの結果を踏まえたうえで、第一に、最後の求刑の段階で、弁護人が量刑について意見を述べることにどのような効果があるのか、第二に、弁護側が被害者の落ち度を強調することについて(あるいは控えることについて)、どのような効果があるのか、第三に、証人・被告人が自ら語ることと(オープン質問型)、はい・いいえで答えること(クローズド質問型)との間に相違があるのか否かを、主に量刑との関係で検証する実験を計画し

た。

この調査・実験は、調査会社に依頼し、インターネットを使って、調査会社が確保しているWEBモニターが回答するという形式で行った。これらモニターには、まず、架空のシナリオ事例（殺人・死体遺棄の事案）を読んでもらうこととした。そしてそのシナリオを読んだ後に、質問項目にそれぞれ回答を求めることとした。シナリオの中で、検察官による被害者遺族への尋問には、被害者の人柄、被害者遺族の心理的負担、被害者側の事情、厳罰の要求が含まれている。また、弁護人による被告人質問については、動機、反省の弁、謝罪、示談の成立、家族の支援体制が述べられていて、それぞれ量刑判断へ影響する要素を組み込むようにした。

さらに、これらの尋問・質問部分については、オープン質問とクローズド質問の質問形式で相違を設けた。また、弁護人が、最終弁論で、被害者の落ち度の主張をした場合とそうでない場合をそれぞれ回答者に示した。さらに、検察官の求刑が懲役20年の場合と15年の場合に、弁護求刑が「寛大な措置を求める」場合と懲役10年を求刑する場合で区別して提示した。

この結果として、16通りのシナリオをモニターに示す実験となった。これらに対して、主に刑の量定に違いがあるかを調べた。刑の量定については、1年から23年までと無期懲役、死刑について選択できるようにし、無期懲役と死刑についてはそれぞれ無期懲役、死刑を、直接、選択できるようにした（ただし、それぞれ数量的な分析では、24、25年と換算して、分析を試みた）。

また、尋問パターンの相違について検証するために①尋問の理解度、②表出度（被尋問者は自分の主張を伝えることができたかどうかの質問）、③説得力、④同情（被尋問者の言うことに同情したかどうかの質問）、⑤量刑への影響、⑥尋問技術について、それぞれ評定を求めることとした。

以上の実験・調査を計画し、具体的に実行した。実施時期は、2012年2月3～6日であり、回答数は1944件（配信数：11798件）であった。

ここでは、調査の主な概要については、まずは記すこととする。性別は、男性51.3%、女性48.2%と、ほぼ同等の数を確保できた。年齢は、20歳代18.9%、30歳代20.4%、40歳代17.1%、50歳代20.8%、60歳代20.0%と、ほぼ均等に確保することができた。刑の量定については、特徴として、懲役10年316名、懲役15年422名、懲役20年336名が多く、検察求刑、弁護側求刑などの数字の区切りに多くの回答が集まった。その他、無期懲役は288名、死刑は131名であった。

次に、これらの刑の重さを判断したとき

に、それぞれ、どのように考えましたかとする設問については、13項目について回答を求めた。その中で、やや重視した・重視したと回答した割合で70%を超えたもの、あるいは60%を超えたものが、主に罪体に関連する項目であった。この結果からは、主に犯行態様、犯罪それ自体の重さ、犯行後の事情が刑の量定において重視される傾向にあり、若年であること、被害者の感情については、相対的には、重視するとする割合が低いことが分かった。

また、被告人の刑の重さを判断するに当たって、知ることを重要と思うかとする設問について、8項目について回答を求めた。すると、やや重要である・重要であると答えた割合について、80%を超えたものが、被告人が犯行に至る動機であった。次に、50%を超えたものが、被告人の被害者への謝罪の気持ち、被告人の反省の気持ち、被告人の生い立ち・背景事情であった。この結果からは、やはり罪体を考える上での動機や生い立ち、反省の気持ちなどに関心が高く、弁護人が積極的に弁論などで情報を提供しようとしている刑務所の処遇のあり方や家族の事情については、相対的に関心が低かった。

被告人にとって必要と思うことについて、5つの項目について回答を求めた。結果としては、やや必要である・必要であるとする割合が、いずれの項目も相対的に高かった。ただし、本人が十分に反省すること、本人が自立した人生を歩むこと、などが相対的に高かった。逆に刑務所で厳しくすることについては相対的に低く、一般の人々の意識は、反省、自立などを、被告人自身の今後について要求する傾向にあることが分かった。

このように、一般的には、刑の量定には犯罪の態様など犯罪それ自体にまずは関心が高く、被告人が犯行に及んだ動機などをより明快にする公判技術がやはり有益であることが明らかになりつつある。したがって、調査結果からは、共感を得ることが出来る公判技術を探ることこそが、やはり有益であるものと考えられる。

以上の調査を元にして、量刑への弁護側求刑の効果について、4条件（検察求刑、弁護求刑、落ち度の有無、尋問パターン）の分析を試みた。分散分析について最初に交互作用があるかどうかを分析し、その後、より低次の効果があるかどうかを分析した。

交互作用効果については、尋問方式×検察側求刑×弁護側求刑、被害者の落ち度の有無×尋問方式×弁護側求刑の3次の交互作用が有意であった。

すなわち、尋問方式×検察側求刑×弁護側求刑の場合については、3つの条件の交互作用があった場合、尋問方式をオープン質問型とクローズド質問型に分けると、クローズド

質問型の場合で検察側求刑と弁護側求刑の相互作用が有意であった。つまり、尋問方式がクローズド質問型で検察側求刑が20年のとき、弁護側求刑が10年と言うか寛大と言うかで違いがあるということが結果として得られ、弁護側が10年と求刑する方が、量刑が低くなることに有意差が示された。

被害者の落ち度の有無×尋問方式×弁護側求刑については、被害者の落ち度がなかった場合、尋問方式がオープン質問型か一問一答型かで、弁護側求刑の効果が違ってくこととなり、さらにクローズド質問型のときに、弁護側求刑の効果が違ってくという結果が得られた。つまり、このとき弁護側が10年と求刑した方が、寛大な処置を求めた場合よりも軽い量刑が得られることに有意差が示された。また、被害者の落ち度があった場合、オープン質問型のときに、弁護側が寛大な処置をと言うと量刑が厳しくなり、10年の求刑を求めると、量刑が低くなるという有意な差が示された。

このように、これらの場合については、寛大な処置をと述べる場合は10年と述べる場合よりも、量刑が重くなるということであった。その理由は、弁護側が、具体的な年数を求刑として示すことで、量刑に対してアンカー効果が生じるものと想定される。すなわち、人間が数字に関する判断をするときには、最初に何らかの形で数字を頭の中に入れて、数字から修正するという形で数値に関する意思決定をする。したがって、最初に検察側から20年と言われると、20年から重いか軽いかなというところで意志決定される。しかし20年に対して弁護側が10年と述べると、小さい方に修正して引っ張る効果があるのではないかと考えられることが、この実験から分かってきた。

次に尋問パターンの量刑などに与える影響について検証した。法廷で使われる尋問形式においては、答えを暗示する誘導尋問が、典型的な反対尋問の方式である。そこでは代理人が出来事を述べ、証人は「はい」か「いいえ」で答えることが多く、「どうだった？」などのWH質問やオープン質問は行うことがあまりないのが、法廷での尋問の実際である。説明や理由を尋ねるオープン質問型は、何を言うか分からないから危険な発言をもたらす可能性があるとして、法廷ではどちらかと言えば回避される傾向にある。しかし、一般の面接研究では、WH質問やオープン質問の方が「はい」「いいえ」で答えるクローズド質問よりも正確な情報を、より多く引き出すことが知られている。このことは、被害者や被疑者への面接、模擬接見においても確認されている。また、オープン質問型による面接は、説得力があるとされている。

量刑については、オープン質問型では自分

の言葉が話される分、尋問で伝えられる情報の重みが増し、検事や弁護人による「求刑」や被害者の落ち度の要因は相対的に小さくなるだろうと予測される。また、尋問の評定については、オープン質問型の方が、クローズド質問型よりも評価が高いであろうとの予測されるため、それぞれの仮説を検証しようと試みた。

調査結果はこの仮説を実証するものであったと言える。量刑については、オープン質問型では、検事や弁護人の求刑、被害者の落ち度の影響は見られなかったが、クローズド質問型では、次の二つの場合に差が見られた。

すなわち、第一に、検事が「20年」を求刑し、弁護人が「寛大な処置を」と述べたとき、第二に、弁護人が「寛大な処置を」と述べ、被害者の落ち度がないときに、量刑がそれぞれ重いという結果が得られたのである。これは、被尋問者が「はい」「そうです」と答えるだけでは、被尋問者側の情報は、刑の量定の際に、回答者があまり考慮することもなく、検事や弁護人の求刑、被害者の落ち度がより強くここでの量刑に反映されるのではないかと考えられることになる。また、評定についても、予測通り、オープン質問型の方がクローズド質問型よりも、表出度、説得力が高く、また、尋問技術も高く評価されるという結果が得られた。

このように、提供する情報について、同じ量、内容であっても証人・被告人が語るか、検事・弁護士が語るかにより、量刑や尋問の評価が異なることが分かってきた。

本調査・実験については、今後、さらに深く分析する必要がある。ただし、以上のような調査・実験から、弁護側求刑が持つ意義が大きいこと、また尋問方式によって共感を得られる可能性が高まることが分かってきた。また、語ることを重視するとすれば、事前準備やリハーサルなども、公判技術として有益である可能性が高まったと言える。この調査・実験からは、裁判員裁判の経験を通じて、弁護人が必要であると考えられる公判技術と重なるものもあれば、懐疑的であった試みの有用性を示すものでもあった。一方、調査からは、弁護人が必要として工夫していた試みについて、一般の市民はあまり必要性を感じていないものもあった。このように、これらの結論は、今後のわが国の公判技術・評議技術を検証する上で、有益な示唆を与えるものと考えられる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① Makiko Naka, Yoshinori Okada, Masahiro Fujita & Yuko Yamasaki, Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido, Psychology, Crime & Law, 査読有, 17, 2011, 621-641

② Yoshinori Okada, The Present Situation of Lay Judge System in Japan and Japanese Recognition (Japanese version & Korean version), Sogang Journal of Law and Business, 査読無, 1(3), 2011, 107-151

[学会発表] (計 7 件)

① Masahiro Fujita, Yoshinori Okada & Makiko Naka, Should defense counsels request specific punishment?: Effects of requests, questioning method, victim's faults on sentencing, The 2013 American Psychology-Law Society Conference, March 8, 2013, Portland, Oregon, USA : Hilton Portland & Executive Tower

② 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博、ワークショップ・裁判員裁判と求刑—公判技術に関する実証研究における一つの試み、法と心理学会、2012年10月21日、東京：武蔵野美術大学

③ Makiko Naka, Yoshinori Okada & Masahiro Fujita, Prospective lawyers' first intake (interview) with a suspect: Topics, question types, and discommunications The 2012 American Psychology-Law Society Conference, March 17, 2012, San Juan, Puerto Rico: Caribe Hilton Hotel

④ Yoshinori Okada, The Present Situation of Lay Judge System in Japan and Japanese Recognition, International Conference Institute for Legal Studies Sogang University, 2011-East Asia Justice Systems and Judicial Reforms in Korea, October 8, 2011, Seoul, Korea: Sogang University

⑤ Yoshinori Okada & Masahiro Fujita, Lay participation in Japanese criminal court and change of citizen's recognition, The 2011 International

Conference for AP-LS, the European Association of Psychology and Law, and the Australian and New Zealand Association of Psychiatry, Psychology and Law, March 5, 2011, Miami, Florida, USA: Hyatt Regency Miami

⑥ Masahiro Fujita & Yoshinori Okada, The effect of presentation of victim on sentencing: Judgment of potential jurors, The 2011 International Conference for AP-LS, the European Association of Psychology and Law, and the Australian and New Zealand Association of Psychiatry, Psychology and Law, March 5, 2011, Miami, Florida, USA: Hyatt Regency Miami

⑦ Yoshinori Okada, Masahiro Fujita, Makiko Naka & Yuko Yamazaki, Japanese Lay Participation in Criminal Trial and Knowledge of Law, The 2010 American Psychology-Law Society Conference, March 19, 2010, Vancouver, Canada: Westin Hotel

[図書] (計 1 件)

① 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子 編、ぎょうせい、裁判員制度と法心理学、2009、244

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

特になし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡田 悦典 (OKADA YOSHINORI)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：60301074

(2) 研究分担者

仲 真紀子 (NAKA MAKIKO)

北海道大学大学院・文学研究科・教授

研究者番号：00172255

藤田 政博 (FUJITA MASAHIRO)

関西大学・社会学部・准教授

研究者番号：60377140

(3) 連携研究者

なし